

漁業経営を支える 漁業共済制度と 農林漁業信用基金の役割

政策担当者に聞く

水産庁漁政部漁業保険管理官

御厩敷 寛



1 はじめに

本誌読者の皆様はじめ関係者の皆様には、日頃から漁業共済制度の運営に多大な御理解と御協力をいただいているところであり、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。

我が国の漁業を取り巻く状況は、昨今の海洋環境の激変に加え、大規模な赤潮や台風など自然災害が頻発するなど厳しさが増しており、不漁や自然災害など様々な事象による損失を補填し経営を下支えする漁業共済制度の重要性はますます高まっています。このため、漁業共済への加入は高水準を維持しており、令和7年3月末における加

入率は生産金額ベースで76%(図1)となっているところです。今後とも漁業共済制度に多くの漁業者の皆様に参加いただき、万一の備えとなるよう尽力してまいります。

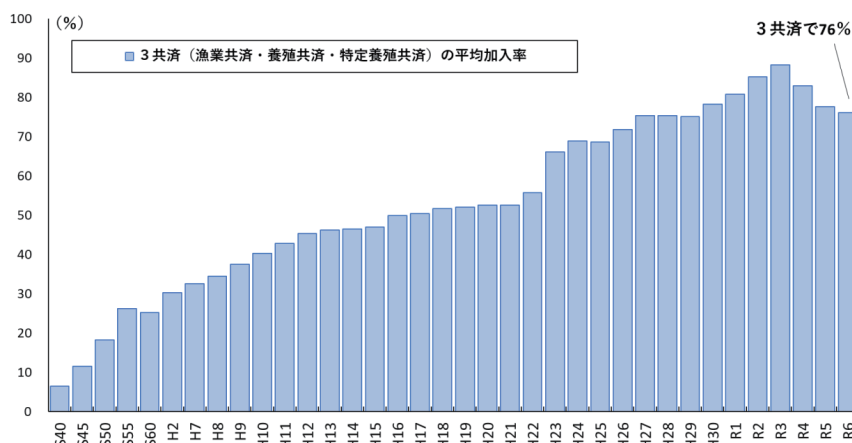


図1：3共済の加入率の推移（生産金額ベース）

2 漁業共済制度と農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務

漁業共済においては、各県の漁業共済組合が地域の漁業者から共済契約を引き受けることにより地域における危険分散を行うと同時に、全国団体である全国漁業共済組合連合会（漁済連）が各漁業共済組合との間で再共済契約をすることで全国的な危険分散を図っています。さらに、異常災害など巨額の損失に対応するため、漁業共済保険事業として、国が漁済連との間で保険契約を引き受ける仕組みとなっており、漁済連から国に支払われる毎年

の保険料は、特別会計（食料安定供給特別会計における漁業共済保険勘定）において経理されています。

また、農林漁業信用基金では、漁業収入が減少した漁業者への共済金の円滑な支払を維持するため、各漁業共済組合及び漁済連に対して、共済金及び再共済金の支払財源となる資金の貸付けを行う漁業災害補償関係業務を実施いただいています。

国による漁業共済保険事業では、近年の海

洋環境の変化に伴う構造的な不漁に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により共済金の支払が増加した結果(図2)、令和2年度から漁業者の皆様を支払われる共済金の原資となる保険金の財源が足りない状況が続いています。このため、国が本来支払うべき保険金の不足分を農林漁業信用基金から漁済連に貸付けを行っていただいています。国が支払う保険金の支払は、令和4年度以降減少傾向にありましたが、令和7年度は北海道でのサケの不漁等の影響により保険金の支払額が増加していることなどから、依然として、保険金の未払いが続き、農林漁業信用基金か

らの御支援をいただいています。このように、農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務は、漁業者への共済金の支払が滞ることのないよう、漁業共済制度全体の最後の命綱として極めて重要な役割を果たしていただいているところであり、水産庁としても、大変心強く思っています。

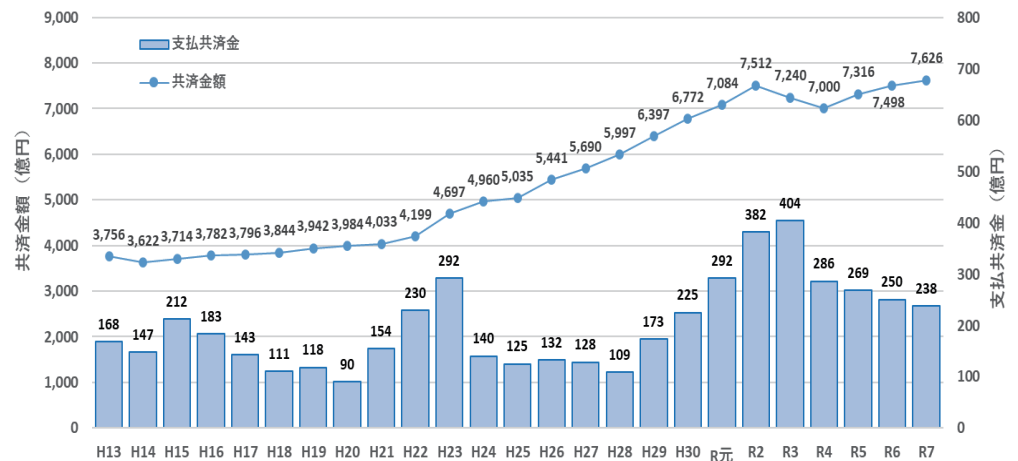


図2：漁業共済の共済金額と支払共済金の推移

3 漁業共済制度をめぐる状況について

漁業共済制度については、令和7年4月に成立した「漁業災害補償法の一部を改正する法律」が令和8年4月に施行され、①漁業種類ごとに共済契約を締結する現行の方式に加え、2つ以上の漁業種類を一括して対象とする契約を締結することができる方式の創設、②共済の対象となっていない漁業種類であっても、共済の対象となっている他の漁業種類と併せて副業的に営まれるものについて、共済の対象とする特約の追加、③養殖共済にお

いて、契約全体での損害状況に応じて支払う現行の方式に加えて、網いけす等の養殖施設ごとの損害状況に応じた共済金を支払う特約の追加など、新たな制度の運用を開始しています。

また、同様に令和8年4月1日から、これまでうなぎ養殖業のみが共済対象となっていた陸上養殖業について、生産量が最も大きいヒラメを新たに共済対象に追加しました。

4 おわりに

現行の水産基本計画(令和4年3月25日閣議決定)においては、漁業共済制度について、自然災害や水産物の需給変動といった漁業経営上のリスクに対応して漁業の再生産を確保し、漁業経営の安定を図る重要な役割を果たしており、今後、漁業者ニーズへの対応や国による再保険の適切な運用等を通じて、事業収

支の改善を図りつつ、持続的かつ安定的な制度運営を確保することとされています。今後とも漁業共済制度が全国の漁業経営のセーフティネットとなるよう努めてまいりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。